

令和 2 年 6 月市議会 教育厚生委員会資料

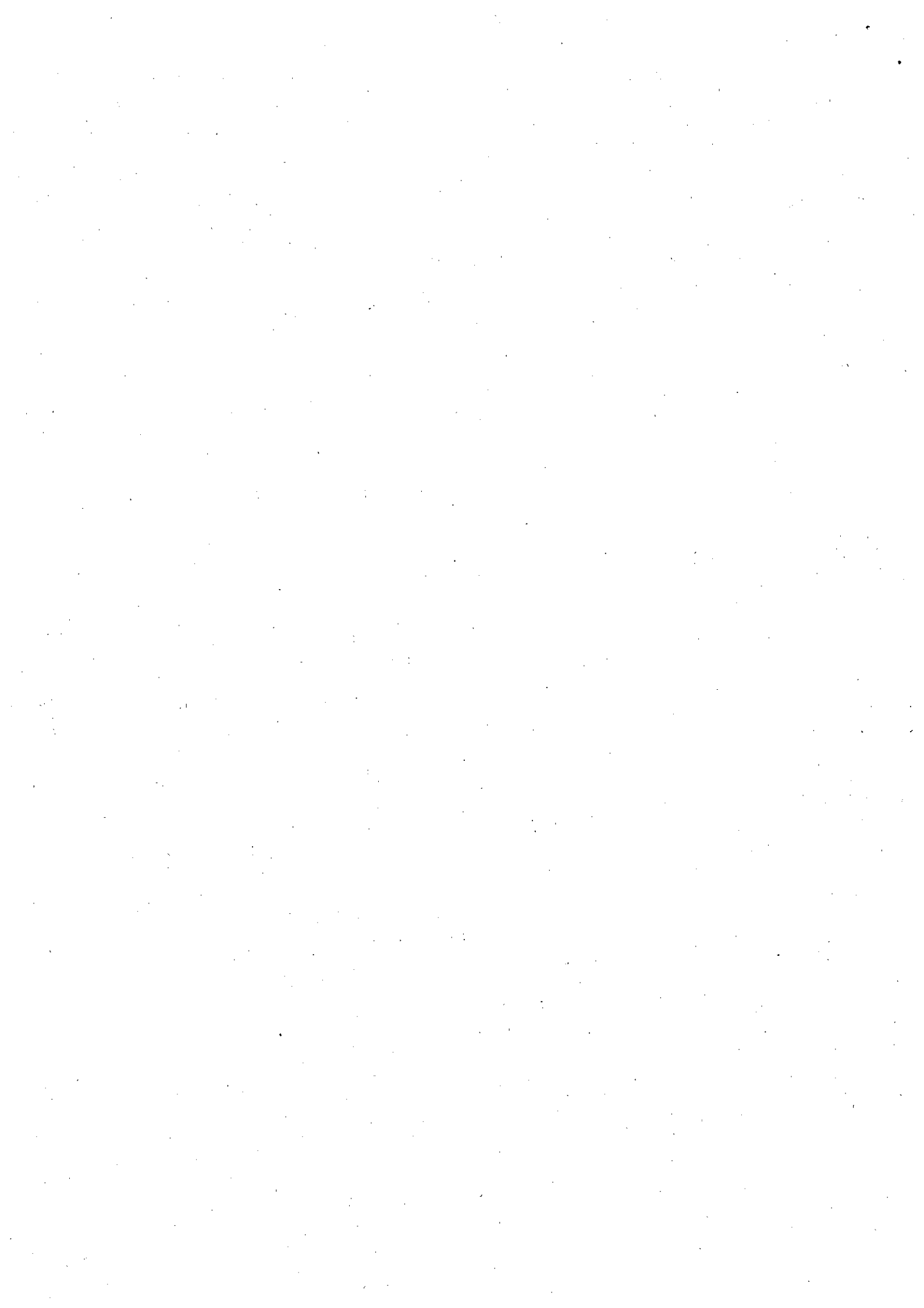
第 79 号議案 令和 2 年度長崎市一般会計補正予算（第 7 号）

目 次

	説明書 記載頁
【3 款 民生費】	
ファミリー・サポート・センター運営費（3. 2. 1）……………	P 1～ 2（P 22～ 23）
特定教育・保育施設等実施事業費補助金（3. 2. 1）……………	P 3 （P 22～ 23）
一般型一時預かり費補助金（3. 2. 1）……………	P 4 （P 22～ 23）
幼稚園型一時預かり費補助金（3. 2. 1）……………	P 5 （P 22～ 23）
放課後児童健全育成費（3. 2. 1）……………	P 6～ 9（P 22～ 23）
【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金	
民間保育所（3. 2. 1）……………	P 10～11（P 22～ 23）
【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金	
民間認定こども園（3. 2. 1）……………	P 12 （P 22～ 23）

こ ども 部

令 和 2 年 6 月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
22～23	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	1-1	ファミリー・サポート・センター運営費	千円 500

1 概 要

地域において育児の援助を行いたい者（提供会員）と育児の援助を受けたい者（依頼会員）が会員となって、地域の中で一時的な子育ての助け合いを行うファミリー・サポート・センター事業において、新型コロナウイルス感染症対策（以下「感染症対策」という。）に伴う小学校の臨時休業等により、同事業を利用した者に対し、利用者の負担軽減を図るため、国の補正予算に基づき、利用料相当額の補助を行うもの。

2 事業内容

(1)補助対象者：感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、ファミリー・サポート・センター事業を利用して育児の援助を受けた者（長崎市民に限る）

(2)対象経費：補助対象者が利用した場合の利用料相当額

(3)上限額（1人当たり日額）：6,400円

ただし、1時間当たりの上限額は800円とする。

2人目以降の場合は1時間当たり400円、1日当たり3,200円とする。

(4)対象期間：令和2年4月16日から5月22日まで

（保育所等への登園自粛要請日から国立・私立の小学校の臨時休業期間まで）

(5)補正額

申請見込人数 ①	利用見込日数 ②	上限額 (1人当たり日額) ③	補正額 ①×②×③＝
26人	3日	6,400円	500千円

3 財源内訳

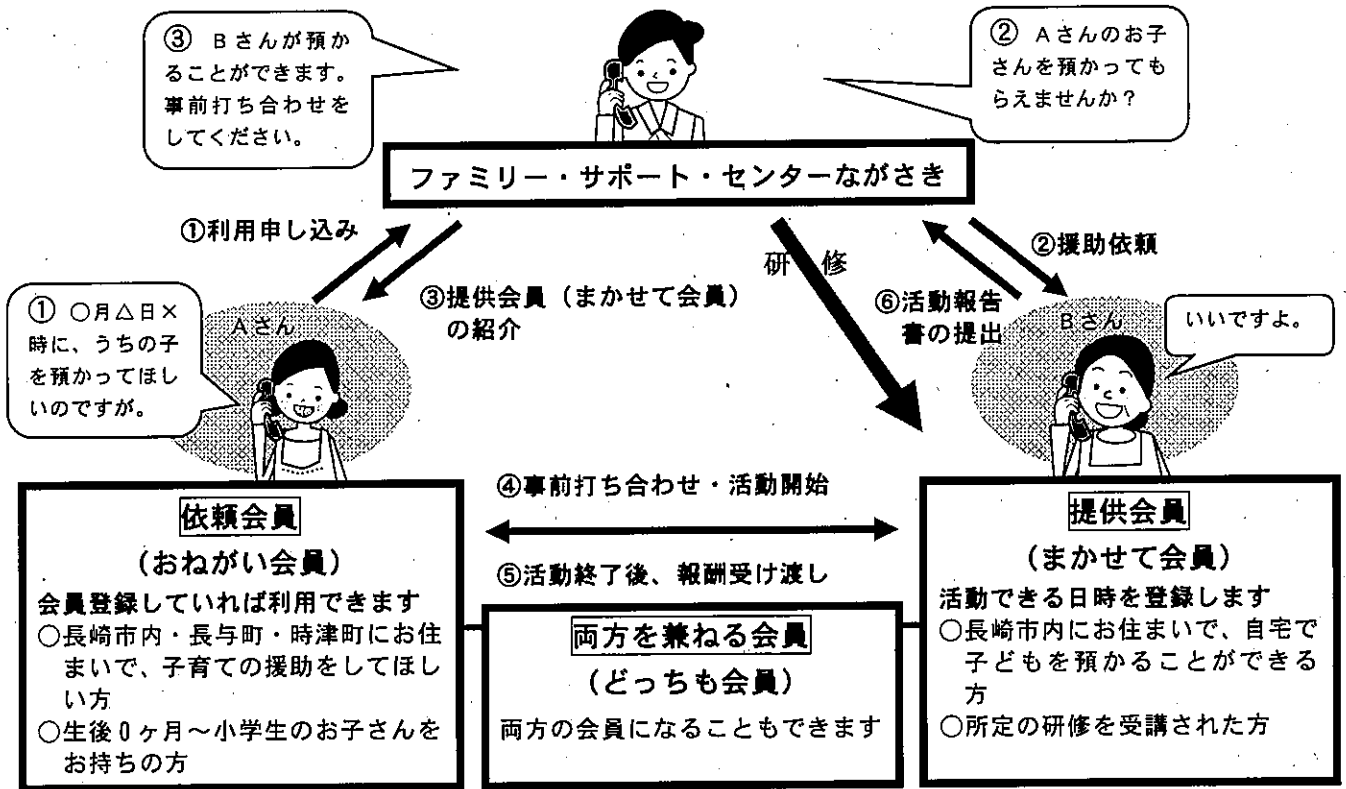
事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円 500	千円 166	千円 166	千円 -	千円 -	千円 168

※1 国庫補助率 事業費（500千円）の1/3（子ども・子育て支援交付金）

※2 県補助率 事業費（500千円）の1/3（子ども・子育て支援交付金）

【参考】

ファミリー・サポート・センター事業の利用の流れ



預かりの時間と利用料金

平日時間内 (7:00~19:00)	1時間 700円
平日時間外 (19:00~22:00)	1時間 800円
土日祝日時間内 (7:00~19:00)	1時間 900円
土日祝日時間外 (19:00~22:00)	1時間 900円

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
22～23	3 民生費	2 児童 福祉費	1 児童福祉 総務費	1-2	特定教育・保育施設等実施 事業費補助金	千円 883

1 概 要

核家族化やライフスタイルの多様化に伴う様々な保育サービスの需要に応じるため、延長保育事業を実施する民間保育所等に対し、国の子ども・子育て支援交付金を活用し補助を行っているが、事業に係る補助基準額が改定されたことに伴い、補助額を増額するもの。

2 事業内容

- (1) 対象事業 延長保育事業(一般型)
- (2) 対象施設 民間保育所、民間認定こども園
- (3) 補正額 883千円

交付する金額は、「補助基準額」と「対象経費」を比較して低い方とする。過去の実績から、補助基準額の82.5%を補正額として計上している。

補正額の内訳 (下線部が改定部分)

(単位:千円)

延長時間区分※		改定前 基準額	改定後 基準額	見込 施設数	当初予算 ①	所要見込 ②	補正額 ②-①
保育 標準 時間	30分	300	300	81	20,048	20,048	0
	1時間	1,505	<u>1,544</u>	17	21,108	21,655	547
	2～3時間	2,409	<u>2,460</u>	8	15,900	16,236	336
合計					57,056	57,939	883

※延長時間区分は、保育標準時間の認定子どもの年間利用実績から、施設毎に決定する。

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円 883	千円 294	千円 294	千円 -	千円 -	千円 295

※1 国庫補助率 事業費(883千円)の1/3

※2 県補助率 事業費(883千円)の1/3

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
22~23	3 民生費	2 児童 福祉費	1 児童福祉 総務費	1-3	一般型一時預かり費補助金	千円 25,777

1 概 要

保育所等を利用していない家庭において、保護者の様々な事情により緊急・一時的に保育が必要な就学前児童を一時的に預かる民間保育所等に対し、国の子ども・子育て支援交付金を活用し補助を行っているが、事業に係る補助基準額が改定されたこと及び特別支援児童加算補助が創設されたことに伴い、補助額を増額するもの。

2 事業内容

(1) 対象施設 民間保育所、民間認定こども園

(2) 補正額 25,777千円(ア+イ)

ア 補助基準額の増額改定 25,629千円

補正額の内訳

(単位:千円)

年間延べ 利用児童数	改定前 基準額	改定後 基準額	見込 施設数	当初予算 ①	所要見込 ②	補正額 ②-①
300人未満	1,600	2,607	23	36,800	59,961	23,161
300人以上 900人未満	1,763	2,997	2	3,526	5,994	2,468
合計			25	40,326	65,955	25,629

イ 特別支援児童加算の創設 148千円

(ア) 特別支援児童(障害児・多胎児)加算の対象要件

a 施設が障害児を受け入れるために、職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合。なお、障害児とは、市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。

b 施設が多胎児を受け入れるために、設備基準及び職員配置基準を遵守した上で、定員を超えて受け入れる場合で、かつ職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合。

(イ) 加算額 3,600円(児童1人当たり日額) × 41人(年間延べ利用児童数) = 147,600円

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円 25,777	千円 8,592	千円 8,592	千円 -	千円 -	千円 8,593

※1 国庫補助率 事業費(25,777千円)の1/3

※2 県補助率 事業費(25,777千円)の1/3

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
22~23	3 民生費	2 児童 福祉費	1 児童福祉 総務費	1-4	幼稚園型一時預かり費補助金	千円 936

1 概要

民間の幼稚園や認定こども園の在園児を、平日の教育時間終了後や土曜日、長期休業日等において一時的に預かりを行う場合に、国の子ども・子育て支援交付金を活用し補助を行っているが、特別な支援を要する児童分の特別単価補助が創設されたことに伴い補助額を増額するもの。

2 事業内容

- (1) 対象施設 民間幼稚園、民間認定こども園
- (2) 対象要件 幼稚園等が実施する一時預かり事業を障害児が利用する際に、職員配置基準に基づく職員配置以上に教育・保育従事者を配置する場合。なお、障害児とは、市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。
- (3) 補正額 936千円
 $4,000 \text{円(児童1人当たり日額)} \times 234 \text{人(年間延べ利用児童数)} = 936,000 \text{円}$

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円 936	千円 312	千円 312	千円 -	千円 -	千円 312

※1 国庫補助率 事業費(936千円)の1/3

※2 県補助率 事業費(936千円)の1/3

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
22～23	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	2-1	放課後児童健全育成費	千円 106,200

1 概 要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や土曜日、長期休業期間等に適切な遊びや生活の場を与えてその健全な育成を図るため、国の子ども・子育て支援交付金を活用し、放課後児童クラブの運営に対して補助を行っているが、運営費等に係る補助基準額が増額改定されたことに伴い補助額を増額するもの。

また、放課後児童クラブに、虐待や不適切な養育状態の恐れがある要支援児童等に対応する職員を配置するための補助事業が新設されたことに伴い補助額を増額するもの。

加えて、新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、国が出した緊急事態宣言を受けて小学校が臨時休業したことに伴い、どうしても家庭で見守る人がいない子どもを受け入れるため午前中から開所した放課後児童クラブについて、その対応に係る経費や、利用自粛に伴う利用料の返還等に係る経費について、国の補正予算に基づき、事業者へ補助を行うもの。

2 事業内容

(1) 運営費等に係る補助基準額の改定に伴う増額

ア 補正額：34,938千円

イ 補正額の内訳

(単位：千円)

区分	該当 クラブ数 (支援の単位数)	当初予算額		補正額 ②-①
		改正前①	改正後②	
①基本額	164	696,061	710,321	14,260
②長時間開所加算(平日)	20	7,217	7,346	129
③長時間開所加算(長期休暇等)	161	63,289	64,368	1,079
④小規模放課後児童クラブ支援事業	4	2,300	2,364	64
⑤障害児受入費(加配1人目)	99	182,853	188,100	5,247
⑥障害児受入費(加配2人目)	12	22,164	22,800	636
⑦放課後児童クラブ送迎支援事業	3	1,437	1,479	42
⑧放課後児童支援員等 処遇改善等事業	100	181,675	194,746	13,071
⑨放課後児童支援員 キャリアアップ処遇改善事業	96	49,280	49,690	410
合計		1,206,276	1,241,214	34,938

※補助区分毎の改正額(新旧対照)については別紙「補助基準額改正の新旧対照表」参照。

(2) 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業の新設による増額【拡大】

放課後児童クラブにおける要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置に必要な経費に対する補助 (1事業所当たり年額上限 1,261千円)

ア 補正額：526千円

$$1,261 \text{ 千円} \times 1 / 12 \text{ 月} \times 5 \text{ クラブ} = 526 \text{ 千円}$$

(過去3年の放課後児童クラブに係る要保護児童対策地域協議会の開催数を参考に5クラブ分を見込む。)

(3) 小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応に係る財政支援【特例措置】

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校の臨時休業に伴い、午前中から放課後児童クラブを開所した場合に、追加で生じる経費を補助する。

ア 対象期間：(市立小学校) 令和2年4月22日から5月10日まで

(国立、私立小学校) 令和2年4月22日から5月22日まで

イ 補正額：52,380千円

①緊急事態宣言を受けて開所

$$@32,000 \text{ 円} \times 164 \text{ 支援} \times 9 \text{ 日間} = 47,232 \text{ 千円}$$

②【①に係る障害児加配】

$$@6,000 \text{ 円} \times 84 \text{ 支援} \times 9 \text{ 日間} = 4,536 \text{ 千円}$$

【事業計画外の独自開設クラブ分】

③緊急事態宣言を受けて開所

$$@62,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 支援} \times 9 \text{ 日間} = 558 \text{ 千円}$$

④【③に係る障害児加配】

$$@6,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 支援} \times 9 \text{ 日間} = 54 \text{ 千円}$$

※積算については市立小学校の臨時休業期間を基礎として算定している。

(4) 放課後児童クラブの利用料に係る財政支援【特例措置】

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校の臨時休業に伴い、市から利用者へ自宅での養育の協力依頼をした場合に、通所を自肅した利用者へ利用料を日割りで返還する。

ア 対象期間：(市立小学校) 令和2年4月22日から5月10日まで

(国立、私立小学校) 令和2年4月22日から5月22日まで

イ 補正額：18,356千円

$$4 \text{ 月日割額 } 368 \text{ 円} \times 27,638 \text{ 人} + 5 \text{ 月日割額 } 400 \text{ 円} \times 20,461 \text{ 人} = 18,356 \text{ 千円}$$

※1ヵ月の利用料を9,200円とし、4月(25日間)、5月(23日間)で日割計算し算定している。

(5) 今回補正額

$$(1) + (2) + (3) + (4) = 106,200 \text{ 千円}$$

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
106,200	35,398	35,398	-	-	35,404

※1 国庫補助率 事業費（106,200千円）の1/3

※2 県補助率 事業費（106,200千円）の1/3

参考：放課後児童クラブの状況

区分	R2.4.1現在
クラブ数	95クラブ
支援の単位数	164支援
登録児童数	6,115人
小学校児童数 ※	18,741人
利用率	32.6%

※小学校児童数はR2.5.1現在。なお、クラブ数・支援数は、長崎市子ども・子育て支援事業計画における補助対象分のみを計上している。

【別紙】 補助基準額改正の新旧対照表 ※補正に係る項目のみ

区分	旧	新
① 基本額	(ア) 1~19人 2,305,000円 - (19人 - 児童数) × 27,000円 (イ) 20~35人 4,484,000円 - (36人 - 児童数) × 25,000円 (ウ) 36~45人 4,484,000円 (エ) 46~70人 4,484,000円 - (児童数 - 45人) × 60,000円 (オ) 71人以上 2,917,000円	(ア) 1~19人 2,510,000円 - (19人 - 児童数) × 28,000円 (イ) 20~35人 4,577,000円 - (36人 - 児童数) × 26,000円 (ウ) 36~45人 4,577,000円 (エ) 46~70人 4,577,000円 - (児童数 - 45人) × 63,000円 (オ) 71人以上 2,917,000円
②長時間開所加算 (平日)	1日6時間超かつ18時超の年間平均時間数 × 392,000円	1日6時間超かつ18時超の年間平均時間数 × 399,000円
③長時間開所加算 (長期休暇等)	1日8時間超の年間平均時間数 × 176,000円	1日8時間超の年間平均時間数 × 179,000円
④小規模放課後児童クラブ支援事業	575,000円	591,000円
⑤障害児受入費 (加配1人目)	1,847,000円	1,900,000円
⑥障害児受入費 (加配2人目)	1,847,000円	1,900,000円
⑦放課後児童クラブ送迎支援事業	479,000円	493,000円
⑧放課後児童支援員等 処遇改善等事業	(1) 対象業務に従事する職員の賃金改善 1,575,000円 (2) 対象業務に従事する職員の賃金改善 3,012,000円	(1) 対象業務に従事する職員の賃金改善 1,677,000円 (2) 対象業務に従事する職員の賃金改善 3,158,000円
⑨放課後児童支援員 キャリアアップ処遇改善事業	(1) 支援員 128,000円 (2) 経験5年以上で一定の研修受講の支援員 256,000円 (3) 経験10年以上で事務所長的立場の支援員 384,000円 ※1支援の上限 896,000円	(1) 支援員 129,000円 (2) 経験5年以上で一定の研修受講の支援員 258,000円 (3) 経験10年以上で事務所長的立場の支援員 388,000円 ※1支援の上限 904,000円
⑩放課後児童クラブにおける 要支援児童等対応推進事業		1事業所当たり年額 1,261,000円

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
22~23	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	3-1	【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金 民間保育所	千円 4,891
				3-2	【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金 民間認定こども園	千円 2,939

1 【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金 民間保育所

(1) 概要

民間保育所において、定員増を伴う移転新築等の施設整備を行っているが、令和2年度の補助金について、国の「保育所等整備交付金交付要綱」の交付基準額が改定されたことに伴い補正を行うもの。

(2) 事業内容

	施設名 【設置主体】	設置場所	整備 内容	定員	敷地面積(m ²)	着工 ~ 完成予定
					延床面積(m ²)	
1	バンビーノ保育園 【(有)ウエル】	大園町 10番11号	移転 新築	30人→48人 (18人増)	515.20	令和2年2月 ~ 令和2年8月
					478.80	
2	聖母保育園 【(学)聖マリア学院】	若草町 6番5号	増改築	50人→80人 (30人増)	19,911.77	令和元年10月 ~ 令和3年3月
					623.48	
					木造2階建	
					鉄筋コンクリート造2階建	

(3) 補正予算額 4,891千円

(単位:千円)

施設名	総事業費 ① ※1	区分	補助 基本額 ②	補助額 ②×3/4	負担割合 ②×補助率		事業者負担額 ②×1/4+①-②
					国 2/3	市 1/12	
バンビーノ 保育園	64,104	補正前 A	58,995	44,246	39,330	4,916	19,858
		補正後 B	60,385	45,289	40,257	5,032	18,815
		B-A(ア)	1,390	1,043	927	116	▲1,043
聖母保育園	237,552	補正前 A	203,687	152,766	135,792	16,974	84,786
		補正後 B	208,819	156,614	139,213	17,401	80,938
		B-A(イ)	5,132	3,848	3,421	427	▲3,848
ア+イ			6,522	4,891	4,348	543	▲4,891

※1 総事業費は工事全体金額(バンビーノ保育園:183,153千円、聖母保育園:269,946千円)のうち、令和2年度の進捗率(バンビーノ保育園:35%、聖母保育園 88%)に応じた金額。

(4) 財源内訳

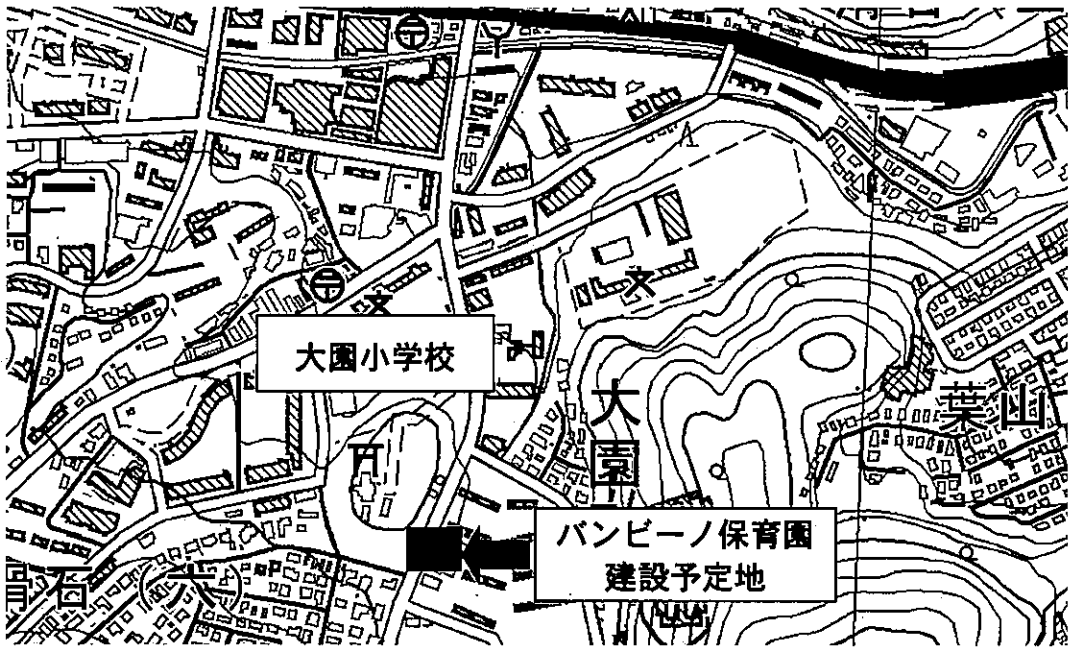
(単位:千円)

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金	地方債※2	その他	一般財源
4,891	4,348	-	300	-	243

※1 国補助率 保育所等整備交付金 補助基本額の2/3

※2 起債充当率 社会福祉施設設備事業債 地方負担分の80%(交付税措置率 -%)

バンビーノ保育園位置図



聖母保育園位置図



2 【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金 民間認定こども園

(1) 概要

認定こども園において、定員増を伴う増改築の施設整備を行っているが、令和2年度の補助金について、国の「認定こども園施設整備交付金実施要領」の交付基準額が改定されたことに伴い補正を行うもの。

(2) 事業内容

施設名 【設置主体】	設置場所	整備内容	定員	敷地面積(m ²)	着工 ～ 完成予定
				延床面積(m ²) 構造	
認定こども園 聖母の騎士幼稚園 【(学)聖母の騎士学園】	本河内2丁目 2番2号	増改築	95人→109人 (14人増)	2,124.98	令和2年1月 ～ 令和3年3月
				1,203.04	
				鉄骨造3階建	

(3) 補正予算額 2,939千円

(単位:千円)

施設名	総事業費 ① ※1	区分	補助基本額 ②	補助額 ②×3/4	負担割合 ②×補助率		事業者負担額 ②×1/4+①-②
					県1/2	市1/4	
認定こども園 聖母の騎士幼稚園	161,249	補正前 A	156,569	117,427	78,285	39,142	43,822
		補正後 B	160,488	120,366	80,244	40,122	40,883
		B-A	3,919	2,939	1,959	980	▲2,939

※1 総事業費は認定こども園部分の工事全体金額(179,166千円)のうち、令和2年度の進捗率(90%)に応じた金額。

(4) 財源内訳

(単位:千円)

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金※1	地方債※2	その他	一般財源
2,939	-	1,959	700	-	280

※1 県補助率 認定こども園施設整備交付金 補助基本額の1/2

※2 起債充当率 一般補助施設整備等事業債 地方負担分の80%(交付税措置率 -%)

認定こども園聖母の騎士幼稚園位置図

